

発 案 書

県議第三号

「もんじゅ」の安全に関する積極的な情報提供を求める意見書について

「もんじゅ」の安全に関する積極的な情報提供を求める意見書を次のように発案する。

平成二十二年三月二十五日

提出者 岐阜県議会議員 大野 泰正

- 小 原 尚
猫 田 孝
岩 花 正 樹
足 立 勝 利
小 川 恒 雄
伊 藤 秀 光
林 幸 広
川 上 哲 也

岐阜県議会議長 早川 捷也 様

「もんじゅ」の安全に関する積極的な情報提供を求める意見書

平成七年十二月にナトリウムの漏えい事故により停止した高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成十七年九月の本体工事開始以降、独立行政法人日本原子力研究開発機構による運転再開に向けた作業が着実に進められてきた。

本年二月二十三日に機構は、「試験運転再開に当たって、安全確保を十分に行い得る体制となっている」との国の評価、及び当該評価は妥当であるとの原子力安全委員会の確認結果、並びに施設の耐震安全性に係る評価書案が国で審議される状況に至ったことを踏まえて、「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」第十一条に基づく「高速増殖原型炉もんじゅ性能試験再開の協議願いについて」を福井県及び敦賀市へ提出したとされている。

また、三月十一日には、機構が提出した耐震安全性に関する報告書について、原子力安全・保安院がそれを妥当とする評価をまとめ、さらに、それを受けて原子力安全委員会が耐震安全性は確保されているとの評価を行ったとされている。

このように、高速増殖原型炉「もんじゅ」については、過去の事故を踏まえ、安全性を最優先の課題として、国及び事業者が、その再開に向け、着実に取り組んでいる。

しかし、「もんじゅ」は、多くの国民には知見がない高速増殖炉であること、一たび事故が起これば甚大な被害が発生すること、さらに、平成七年の事故が未だ周辺住民には強く印象が残っており、安全性に対する不安が完全には払拭できていないことから、耐震を含めた施設・設備の安全性を分かりやすい形で公表し、関係者のみならず、広く国民の理解、とりわけ周辺自治体を含めた住民の理解促進に努めることが、運転再開を円滑に進めるためには必要である。

また、原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策」によれば、本県は事故の影響を直接受けず、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲には含まれていないが、年間の大半が「もんじゅ」の風下となる状況から、万が一事故が起こった場合には、汚染物質が流れ込むのではないかと多くの県民は、防災上の不安を感じている。

よって、国におかれては、「もんじゅ」の安全性について、積極的に、かつ、住民が理解しやすい方法で提供し、誰もがその安全性に疑念を抱くことなく、安心して暮らせるようにすることを求め、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

岐阜県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
副総理・財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

様